

<工事関係者事故>

農業基盤課

担 当 能登

内 線 4874

外 線 076-225-1646

<指名停止>

農業政策課技術管理室

担 当 竹本

内 線 4651

外 線 076-225-1617

令和3年10月11日

(農林水産部入札審査委員会決定)

石川県建設工事請負業者の指名停止について

1 指名停止業者及び住所

昭和建設株式会社 石川県鳳珠郡穴水町字川島レ110番地の1

2 指名停止期間

令和3年10月11日から令和3年10月24日まで(2週間)

3 指名停止理由

令和3年9月27日、奥能登農林総合事務所発注の「令和3年度老朽ため池整備事業(防災対策型)中ヶ谷内地区ため池工事」において、仮設進入路の敷鉄板布設作業を行っていたところ、用途外の敷鉄板吊金具を用い、1点吊りしたことで、敷鉄板から吊金具が外れ、敷鉄板が作業員の右腕に接触し負傷した。

令和3年10月1日に、穴水労働基準監督署は、労働安全衛生法に反し、必要な措置を講じていなかったとして、元請業者である当該有資格者に対し、是正勧告書を交付した。

上記事実は、「石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱」別表第1第7号に該当すると認められるため、2週間の指名停止とする。

4 石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱

別表第1 (石川県内において生じた事故等に基づく措置基準)

措置要件	期 間
(工事関係者事故) 7 県工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	2週間以上 4箇月以内